

令和8年度第2回

京都地方最低賃金審議会

令和8年7月30日（木）午前9時00分～午前11時00分（予定）

京都労働局6階会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

【特定（産業別）最低賃金関係】

- （1）令和8年度特定（産業別）最低賃金の改正・新設決定の必要性の有無について
（諮問）

【地域別最低賃金関係】

- （2）令和8年度 京都府最低賃金専門部会の委員の任命について
- （3）京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
- （4）中央最低賃金審議会目安審議の状況について
- （5）最低賃金を取り巻く状況
- （6）その他

提出資料

No.1	令和8年度 特定（産業別）最低賃金の改正に関する申出一覧表	p. 1
No.2	京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 2
No.3	京都府輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 4
No.4	京都府自動車（新車）小売業の最低賃金 改正申出書（写）	p. 6
No.5	京都府百貨店、総合スーパーマーケットの最低賃金 新設申出書（写）	p. 8
No.6	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアの最低賃金 新設申出書（写）	p. 9
No.7	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターの最低賃金 新設申出書（写）	p. 10
No.8	令和8年度 京都府最低賃金専門部会 委員名簿	p. 11
No.9	意見発表届（写） 京都弁護士会	p. 12
No.10	意見発表届（写） 京都地方労働組合総評議会	p. 15
No.11	意見発表届（写） 京都地方労働組合総評議会女性部	p. 24
No.12	署名 ユニオンネットワーク・京都 （6/24 提出 459 筆） 「最低賃金＝全国どこでも・今すぐ 1500 円」の早期実現を求める署名	p. 29
No.13	署名 京都地方労働組合総評議会（京都総評） （7/22 提出 10,499 筆） 最低賃金を直ちに時給 1,500 円、そして 2,000 円以上への引き上げと中小企業支援策の抜本改善を求める請願	p. 31
No.14	地域別最低賃金額改定を目安額審議について（要望）（写） 一般社団法人京都府タクシー協会	p. 35
No.15	声明 京都弁護士会 （7/27 提出） 最低賃金額の「全国平均 1,500 円」の実現時期を先延ばしにすることに抗議し「2020 年代」との目標の堅持を求める会長声明	p. 37

令和8年度 特定（産業別）最低賃金の改正・新設に関する申出一覧表

京都労働局賃金室
令和8年7月27日作成

	最低賃金の件名	申出者	A 協約適用 又は合意者数 (人)	B 適用 労働者数 (人)	A／B (%)	申出 ケース	改正・新 設・廃止	申出 年月日
1	京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金	電機連合京都 地方協議会 議長 中嶋 崇喜	16,635	34,440	48.3	労働協約	改正	R8.8.27
2	京都府輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業最低賃金	自動車総連京 都地方協議会 議長 大西 稔	3,446	8,849	38.9	同上	同上	同上
3	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	自動車総連京 都地方協議会 議長 大西 稔	2,634	5,297	49.7	公正競争	同上	同上
4	京都府百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	UAゼンセン京 都府支部 支部長 大西 省三	6,018	8,871	67.8	労働協約	新設	同上
5	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金	UAゼンセン京 都府支部 支部長 大西 省三	8,019	14,360	55.8	同上	同上	同上
6	京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金	UAゼンセン京 都府支部 支部長 大西 省三	6,425	11,996	53.5	同上	同上	同上

注 ・[京都府自動車（新車）小売業最低賃金]のB（適用労働者数）については、「令和3年経済センサス活動調査、」及び各業界団体の調査結果等からの推計による。

・「京都府百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」、「京都京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金」及び「京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金」B（適用労働者数）については、総務省統計局「令和5年次フレーム」を独自集計したものである。

・A/B（％）は、少数点第2以下を切り捨て表示している。

2026 年 7 月 27 日

京 都 労 働 局
局 長 伊 勢 久 忠 殿

電機連合京都地方協議会
議 長 中 嶋 崇 喜

申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、京都府の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

言 己

1、申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 約 16,635 名。

2、最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げるものを除く。

- 1、 18 歳未満又は 65 歳以上の者。
- 2、 雇い入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中の者。
- 3、 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者。
- 4、 部品の組み立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務。
- 5、 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取揃え又は洗浄の業務。
- 6、 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防錆処理の業務。
- 7、 書類等の事業場内集配又は複写の業務。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者を言うが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当する者である。

(イ) 当該事業に従事した経験がない者は、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。

従って、離転職者を含めある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

(ロ) 職場内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。

(ハ) 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

(ニ) 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。

3、改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金



4、申し出の内容

上記3、の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	16,635名
-----------------------------	---------

京都府における電気機械器具製、情報通信機械器具、電子部品・デバイス造業を営む使用者に使用される労働者数	34,440名
---	---------

= 48.3%

最も低い労働協約の金額・・・時間額 1,370円

現在適用されている法定最低賃金額

(時間額 1,136円)

6、添付書類

- 1, 京都府における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況
- 2, 最低賃金の必要性に合意する者の内訳
- 3, 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の内訳
- 4, 労使協定の写し
- 5, 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以 上

2026年 7月27日

京都労働局長

伊勢 久忠 殿

自動車総連京都地方協議会

議長 大西 稔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業（自転車・同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。

3, 446人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業（自転車・同部品製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 部分品の組立又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具もしくは、小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取り業務

ハ 手作業による検数、選別、包装、材料もしくは部品の取り揃え又は洗浄の業務

ニ 塗装もしくはメッキにおけるマスキング又は防錆処理の業務

ホ 手作業により又は手工具もしくは小型動力機を用いて行う簡易な錆び止め、錆び落とし又は塗装業務

ヘ 書類などの事業場内集配又は複写の業務



3. 改正を申し出る最低賃金の件名

京都府において、輸送用機械器具、建設機械、鉱山機械製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記2の最低賃金の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、おおむね3分の1に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	3, 446名
-----------------------	---------

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	3, 446名
-----------------------	---------

輸送用機械製造業を営む使用者に使用されている労働者数	8, 849名
----------------------------	---------

= 38.9%

最も低い 労働協約の金額 = 1, 311円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 122円

6. 添付書類

- (1) 京都府における事業所数と従業員数の概要。
- (2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。
- (3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。
- (4) 労働協約の写し。
- (5) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

2026年7月27日

京都労働局長

伊勢 久忠 殿

自動車総連京都地方協議会

議長 大西 稔

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府自動車（新車）小売業、の最低賃金の改正を求める申し出を行うことに同意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類 I - 5 9 1 1）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。

2, 6 3 4 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、自動車（新車）小売業（日本標準産業分類 I - 5 9 1 1）のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本法人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラーを営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。ただし、自動車整備の業務に主として従事するものは、雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 洗車、ワックスかけまたは駐車場内整理の業務

ハ 受付補助または書類等の事業所内集配、複写もしくは転記の業務

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

京都府自動車（新車）小売業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

(1) 当該産業における事業の公正競争確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者のおおむね1/3以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 634名

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数と
機関決議が行われた労働組合の構成員数の合計 2, 634名

自動車(新車)小売業(日本標準産業分類I-5
911)のうち、自動車メーカー(販売子会社及び日本法人を含む)と新車販売契約を結んでいる
ディーラーを営む使用者に使用される労働者 5, 297名
= 49.7%

最も低い 労働協約の金額 = 1, 212円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 = 1, 122円

(2) 申出産業は京都府において、販売額、従業員数等からみてもウエイトが高く、府内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費等地域経済においても重要性をもっている。

(3) 当該産業の最低賃金は、産業の魅力や人材の確保などの観点からも当該最低賃金の改正が必要である。

6. 添付書類

- (1) 京都府における事業所数と労働者数の概要。
- (2) 最低賃金の必要性に合意する者の内訳。
- (3) 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳。
- (4) 最低賃金改正決定の機関決議が行われた労働組合名と構成員数。
- (5) 労働協約の写し、または機関決定の写し。
- (6) 申出に関する合意及び申請者に対する委任状。

以 上

京都労働局
局長 伊勢久忠 殿



2026年 7月27日

U Aゼンセン京都府支部
支部長 大西 省三

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケットの最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者6,018名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者8,871名。

ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満および65歳以上の者。
- (2) 雇入れ後3カ月未満の者であつて、技能習得中の者。
- (3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従つて、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
 - ② 職場の内外において集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
 - ③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	6,018名
各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者	8,871名
	$= 67.8\% > 2分の1以上$
最も低い労働協約の金額	1,170円
現在適用されている法定最低賃金額	1,122円

6. 添付書類

- (1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面
- (2) 統一調査書
- (3) 申請代表者に対する委任書
- (4) 労働協約の写し

－ 以 上 －

京都労働局
局長 伊勢久忠 殿



2026年 7月 27日

U Aゼンセン京都府支部
支部長 大西 省三

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者

8, 019名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストアを営む使用者に使用される労働者

14, 360名。

ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満および65歳以上の者。

(2) 雇い入れ後3カ月未満の者であつて、技能習得中の者。

(3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従つて、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。

③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 8, 019名

各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 14, 360名

= 55.8% > 2分の1以上

最も低い労働協約の金額 1, 170円

現在適用されている法定最低賃金額 1, 122円

6. 添付書類

(1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面

(2) 統一調査書

(3) 申請代表者に対する委任書

(4) 労働協約の写し

－ 以 上 －

京都労働局
局長 伊勢久忠 殿



2026年 7月 27日

U Aゼンセン京都府支部
支部長 大西 省三

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金の金額新設決定を、下記の通り申し出る。

－ 記 －

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターを営む使用者に使用される労働者
6, 425名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

京都府において、百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンターを営む使用者に使用される労働者

11, 996名。

ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満および65歳以上の者。

(2) 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 清掃または片付け業務に主として従事する者。なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法にもとづく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

① 当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務についていると認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

② 職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。

③ 習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。

④ 技能養成する担当者または責任者が定められていること。

3. 新設決定を申し出る最低賃金の件名

京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の新設決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6, 425名

各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 11, 996名

= 53.5% > 2分の1以上

最も低い労働協約の金額 1, 133円

現在適用されている法定最低賃金額 1, 122円

6. 添付書類

(1) 最低賃金に関する労使協定の適用を受ける者の概要と内訳を示す書面

(2) 統一調査書

(3) 申請代表者に対する委任書

(4) 労働協約の写し

－ 以 上 －

令和 8 年度 京都府最低賃金専門部会 委員名簿

令和 8 年 7 月 28 日 任命

	氏 名	現 職
公益代表委員	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 副会長
	サクライ ジュンリ 櫻井 純理	立命館大学 産業社会学部 教授
	フナキ ヒロシ 舟木 浩	弁護士
労働者代表委員	オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都 主任
	オオニシ ミノル 大西 稔	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 日本労働組合総連合会京都府連合会 副会長 自動車総連京都地方協議会 議長
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U A ゼンセン 京都府支部 次長
使用者代表委員	イシガキ カズヤ 石垣 一也	一般社団法人京都経営者協会 特別顧問
	ヌ マタ ユキヒロ 沼田 行博	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 執行役員 人事総務本部長

(五十音順)

意見発表届

会議名	令和8年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和8年7月30日（木）午前9時00分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 （京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地）		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都弁護士会		
職氏名	京都弁護士会 副会長 弁護士 高橋宗吾（たかはしそうご） 同上 労働と社会保障に関する委員会 委員長 弁護士 谷文彰（たにふみあき）		
連絡先	名称	京都弁護士会	
	所在地	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下る	
	電話	075-231-2383	
発言要旨	当会が本年6月11日付けにて発出した「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引上げと地域間格差の是正、実効的な中小企業支援を求める会長声明」（別紙参照）について。		
上記審議会の傍聴希望の有無	☒ 有 ・ 無 ＊「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和 8年 7月 7日

（届出団体）京都弁護士会（会長 谷口直大）

（届出者氏名）副会長・弁護士 高橋宗吾（担当事務局 村西）

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



**低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために、
最低賃金額の引上げと地域間格差の是正、実効的な中小企業支援を求める会長声明**

- 1 ロシアのウクライナ侵攻やアメリカによるイランへの攻撃などに起因する燃料・資源価格の高騰や続く円安による輸入コストの増加の影響で、食料品や光熱費など生活関連品の価格は上昇を続けている。総務省が公表する消費者物価指数によれば、2020年（令和2年）を100としたときの2026年（令和8年）3月の消費者物価指数（総合）は112.7であり、前年同月比でも1.5%増であった。「食料費」の指数は128.7、前年同月比は3.6%増であり、生鮮食品はそれぞれ127.6、-4.8%と近年初めてマイナスになったものの、他方で生鮮食品を除く食料費は128.9、5.2%と大きくプラスになっているように、食に関する物価上昇は顕著である。このような物価上昇も背景として、実質賃金は2025年度（令和7年度）で前年比1.3%減と2022年度（令和4年度）から4年連続で低下している。食に関する物価の顕著な上昇と実質賃金の下落は、家計に占めるその割合が大きい低所得世帯に対しては相対的により大きな影響がでていることを推認させる。

京都地方最低賃金審議会は、昨年8月、最低賃金額を当時の時給1058円から64円引き上げて1122円に改正することが適当であるとの答申を行い、同年11月より最低賃金が同額に引き上げられた。上記引上額は過去最大であり、かつ中央最低賃金審議会の示した目安額を1円とはいえ初めて上回る引上げであって歓迎できるものの、消費者物価指数の上昇を加味すれば、最低賃金水準で働く労働者の生活が豊かになったと評価することはできない。消費者物価指数の稀な上昇を記録し実質賃金が低下し続けている今日において、最低賃金もこれに対応して増額されなければならない。

- 2 また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことも重大な問題である。2025年度（令和7年度）の最低賃金は、最も高い東京都で時給1226円であるのに対し、最も低い高知、宮崎、沖縄では時給1023円であり、その間には203円もの開きがある。この格差は10年来全く是正されていない。

その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域の労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。この点で、2024年度（令和6年度）、徳島県において、中央最低賃金審議会が示した前年比50円という引上額を大幅に上回る84円の引上げが行われたこと、及び2025年度（令和7年度）に地方で中央最低賃金審議会の示した基準額を上回る引上げが続発したことは注目されるべきである。

ところで、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で大きな差がないという分析がなされている（2025年全国最

低生計費資産調査 全国労働組合総連合)。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

- 3 最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とはいえず、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することなどの支援策も有効であると考えられる。

この点、京都府では、京都府中小企業賃上げ実現緊急支援事業費補助金を創設して、最低賃金等について一定以上の引上げを実施する者に対して補助金を支出することとしており、歓迎することができる。

- 4 最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

そしてそれらを踏まえつつ、京都地方最低賃金審議会において最低賃金額の大幅な引上げを行い、もって労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すことを求めるものである。

2026年（令和8年）6月11日

京都弁護士会

会長 谷 口 直 大

意見発表届

会議名	令和8年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和8年7月30日(木) 午前9時00分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451番地)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都地方労働組合総評議会		
職氏名	事務局長 柳生 剛志		
連絡先	名称	京都地方労働組合総評議会	
	所在地	京都市中京区壬生仙念町30-2ラボール京都5階 京都総評内	
	電話	075-801-2308	
発言要旨	労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の大幅引き上げと 中小企業支援の抜本的拡充を求めます。 詳細別紙		
上記審議会の 傍聴希望の 有無	☒ 有 ・ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。		

令和8年7月22日

(届出団体) 京都地方労働組合総評議会

(届出者氏名) 柳生剛志

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 様

京都地方労働組合総評議会
事務局長 柳生 剛志

労働者の生活改善並びに経済対策として最低賃金の 大幅引き上げと中小企業支援の抜本的拡充を求めます

京都府最低賃金改定にあたって、最低賃金法第 25 条 5 項に基づき意見表明します。

なお、京都府最低賃金審議会として独立性を発揮した積極的な審議、とりわけ、生計費原則と現情勢下で最低賃金に求められる役割を重視した審議を求めます。

記

- 一、京都府最低賃金を大幅に引き上げ、社会生活の維持に必要な水準へ改善するとともに、京都をはじめ全国各地で実施されている最低生計費試算調査の結果で示された時間額 2,000 円以上の水準をめざすこと。また、政府が目標として掲げる時間額 1,500 円については、先送りすることなく速やかに到達すること。
- 一、最低賃金引き上げによる経済波及効果試算調査の結果などを踏まえ、地域経済活性化の重要な戦略として最低賃金を位置づけ、大幅な引き上げを行うこと。
- 一、最低賃金引き上げの環境を整備するため、生産性向上要件が厳しく中小企業が十分に活用できていない「業務改善助成金」の改善を国に求めるとともに、補助金や社会保険料の事業主負担の免除・軽減など、賃金原資の確保に直接資する支援制度の創設及び予算の大幅な増額を国に強く求めること。
- 一、労働者の生存権の保障を第一の目的とする最低賃金法の趣旨を踏まえ、最低賃金の発効日を 10 月 1 日とすること。

【趣旨】

(1) 最低生計費試算調査結果から全国どこでも約 2,000 円が必要

京都総評が 2025 年 7 月に発表した最低生計費試算調査アップデート調査【表①】において、20 代の若者が京都で一人暮らしをしながら「普通に暮らす」ためには、生活費として男性で月額 1,895 円（月額 28 万 4,202 円）、女性で時給 1,889 円（月額 28 万 3,391 円）必要という結果となりました（いずれも税・社会保険料込み）。本調査の物価基準は 24 年 12 月時点のものであり、その後の物価高騰を勘案し、時給 2,000 円以上の水準が求められています。

しかし、今の京都府最低賃金は時間額 1,122 円です。これで、法定労働時間上限 173.8 時間まで働いても、月額約 19 万円・年収 230 万円程度にしかなりません。

また、本調査は、全国でも実施しており【表②】、最近公表した仙台市では時給 1,970 円、高知県では時給 1,944 円、東京都北区では時給 1,924 円という結果が出ています。都市部は家賃が高い代わりに、公共共通網が発達しているため、自家用車を所有する必要がなく、交通費が安くなります。一方地方では、家賃は安いものの、自家用車に係わる費用が大きくなるため、総額で大きな差が出てなくなっています。これは、京都府南北でも同様の傾向があると推察します。全国的に、最低賃金額の地域間格差が労働人口の流動に影響を及ぼしているとの指摘もあります【表③】。昨年の京都地方最低賃金審議会（以下「地賃」）答申で、地域間格差による労働力流失に対する対策を中央最低賃金審議会（以下、「中賃」）に求めたことは、全国一律最低賃金の必要性の証左であり、法改正による全国一律制の最低賃金制度の確立が急務です。

併せて、先進諸国では既に 1,500 円を突破し、2,000 円を超える最低賃金額に到達している国・

州もあり【表④】、この間の物価高騰から労働者の生活を守る上でも、大幅な引き上げが急務です。

(2) 最低賃金引き上げによる経済波及効果を通じた地域経済活性化

今年度、京都総評は、立命館大学経済学部・橋本貴彦教授に「最低賃金時給 2,000 円への引き上げによる経済波及効果（生産誘発効果、雇用誘発効果、家計消費の増大、税収増加など）」について研究を委託しました。

その結果、右図にみられるように、最低賃金の引き上げは、労働者にとっては生活改善につながり、事業者にとっても消費の拡大に

最低賃金引き上げの経済波及効果 立命館大学経済学部 橋本貴彦教授試算			
最賃額引き上げ額	生産額誘発効果	雇用誘発効果	家計消費増大
1,500 円	1,655 億円	14,884 人	191 億
1,700 円	3,245 億円	23,308 人	368 億
2,000 円	6,141 億円	44,112 人	697 億

よる業績改善をもたらすものであり、労使双方に利益をもたらす重要な経済政策です。同時に、地域経済を活性化し、内需を拡大するうえでも極めて重要な政策と考えます。

(3) 最低賃金引き上げにともなう中小企業支援の抜本的強化

ただし、最低賃金を引き上げるには、中小企業が経営不安に陥ること無く安定的に安心して賃上げできるような、中小企業への支援策の抜本的な転換・拡充が必要です。

中小企業は、厳しい経営環境のなかでも、人件費への配分を重視してきました。実際に、中小企業の労働分配率は大企業を上回っており【表⑤】、利益を賃金として労働者に還元しています。一方で、労働分配率の高さは賃上げ余力の乏しさも示しています。

賃上げの実現には、国・自治体による補助金や社会保険料負担の軽減などの直接支援策と同時に、適正な価格転嫁や公正な取引環境の整備など、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。

ましてや、最低賃金を口実として中小企業を整理・淘汰及び企業統合を推進しようとするなど断じて容認できません。昨年度の地賃答申で示された「最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する」立場での支援策を国に求めるものです。

さらに、同答申にて、「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」とされ、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」とし、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」を要望されたことは重要な提起です。

こうした立場を踏まえ、賃上げのための国独自の補助制度や社会保険料負担の軽減など、直接的かつ総合的な支援策を早急に実施すべきです。厳しい生産性要件などから十分に活用されていない業務改善助成金に対して、岩手県や神奈川県などでは独自の直接支援制度が創設されるなど、地方自治体による「真水」の支援も広がっています【添付資料 神奈川県「賃金アップ支援金」、岩手県「物価高騰対策賃上げ支援金」】。

さらに、物価高騰による原材料費、エネルギー価格、労務費などの上昇分を中小企業が適正に販売価格へ転嫁できるよう、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性を高め、公正な取引環境を確立することが求められます。

(4) 労働者の生活改善のために目安を上回る答申を

昨年の地賃答申では、11 年ぶりに中賃の目安額を上回る答申が示されました。労働者の生活実態や地域経済の実情を踏まえたご尽力に敬意を表します。本年度の審議会においても、中小企業支援策の充実と一体で、労働者の生活を改善させる最低賃金の大幅な引き上げを答申されるよう要望します。

また、発効日についても、労働者の生存権の保障を第一の目的とする最低賃金法の趣旨を踏まえ、10 月 1 日発効とされることを求めます。

以上

表①

調査年		2023年10月物価補正版		2025年	
性別		男性	女性	男性	女性
消費支出		191,809	188,450	205,697	204,986
	食費	49,242	39,420	57,944	45,361
	住居費	50,000	50,000	46,875	46,875
	水道・光熱	7,456	8,476	8,188	9,309
	家具・家事用品	4,864	4,974	5,157	5,319
	被服・履物	6,315	4,520	14,526	10,356
	保健医療	1,171	2,816	1,206	2,898
	交通・通信	16,766	16,766	16,975	16,975
	教養・娯楽	27,895	27,919	25,693	31,835
	その他	28,100	33,560	29,134	36,058
非消費支出		52,212	52,212	58,005	58,005
予備費		19,100	18,800	20,500	20,400
最低生計費(税抜)		210,909	207,250	226,197	225,386
同上(税込)		263,121	259,462	284,202	283,391
同上年額(税込)		3,157,452	3,113,544	3,410,426	3,400,697
月150時間換算		1,754	1,730	1,895	1,889
月173.8時間換算		1,514	1,493	1,635	1,631

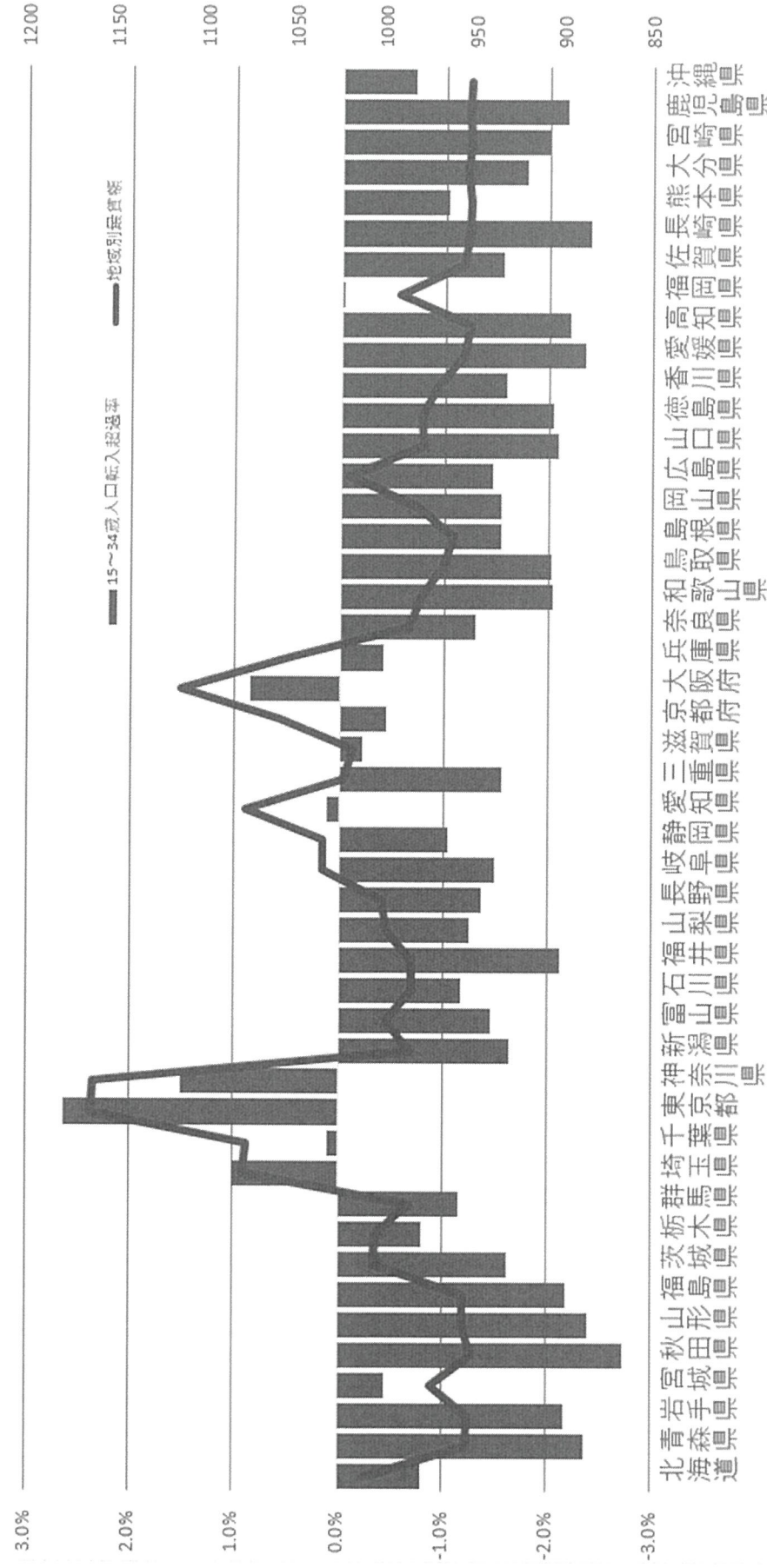
最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

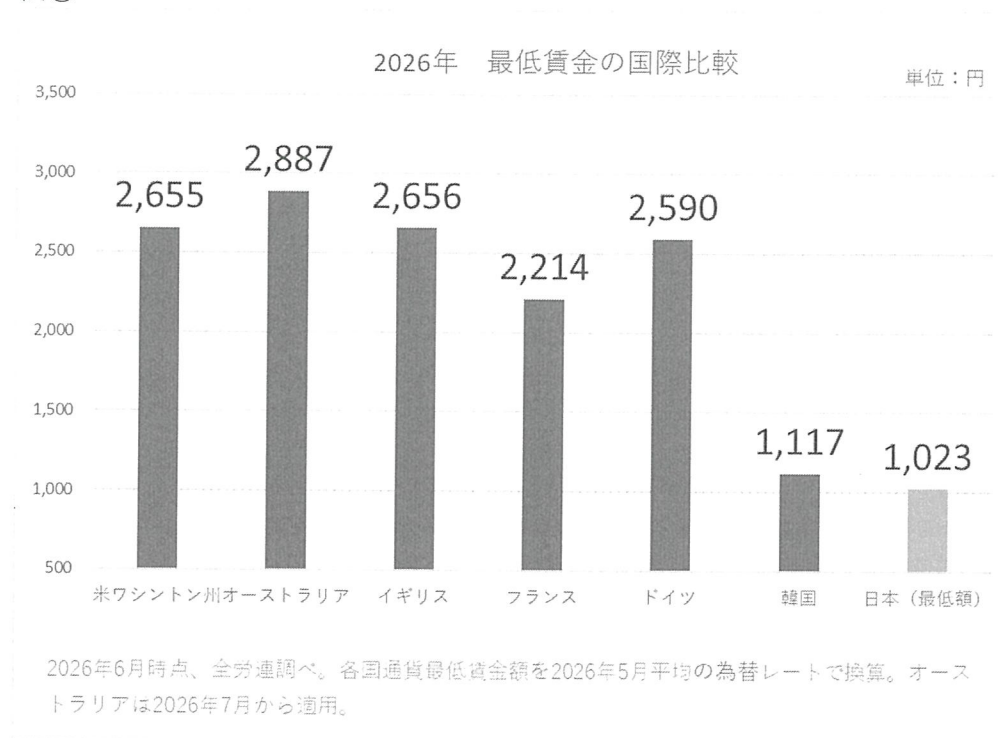
都道府県	都市名	消費支出										非 支 出	非 消 費 率	予 備 費	最低生計費				調査結果 アップデート 発表時期 ※
		食費	住居費	水道 光熱	家事 用品	被 服	保健 医療	交通 通信	教育	娯 楽	その他				月額 (税抜)	月額 (税込)	年額 (税込)	時間額 (150h)	
佐賀県	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,622	290,709	3,488,505	1,938	2026年7月
北海道	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	2026年7月
群馬県	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,697	3,197	8,062	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	2026年7月
栃木県	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	
愛知県	名古屋	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	2026年6月
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	2026年6月
宮崎県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	2026年5月
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,884	6,506	2,802	38,527	0	23,825	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	63,112	21.36%	21,100	232,347	285,459	3,545,506	1,970	
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	2026年4月
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	2025年7月
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	2025年7月
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	2025年6月
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,288	0	29,303	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,367,551	1,882	2025年2月
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	2025年1月
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	2025年1月

表③



R7年度住民基本台帳人口移動報告 年報より 静岡県立大学短期大学部中澤秀一准教授作成

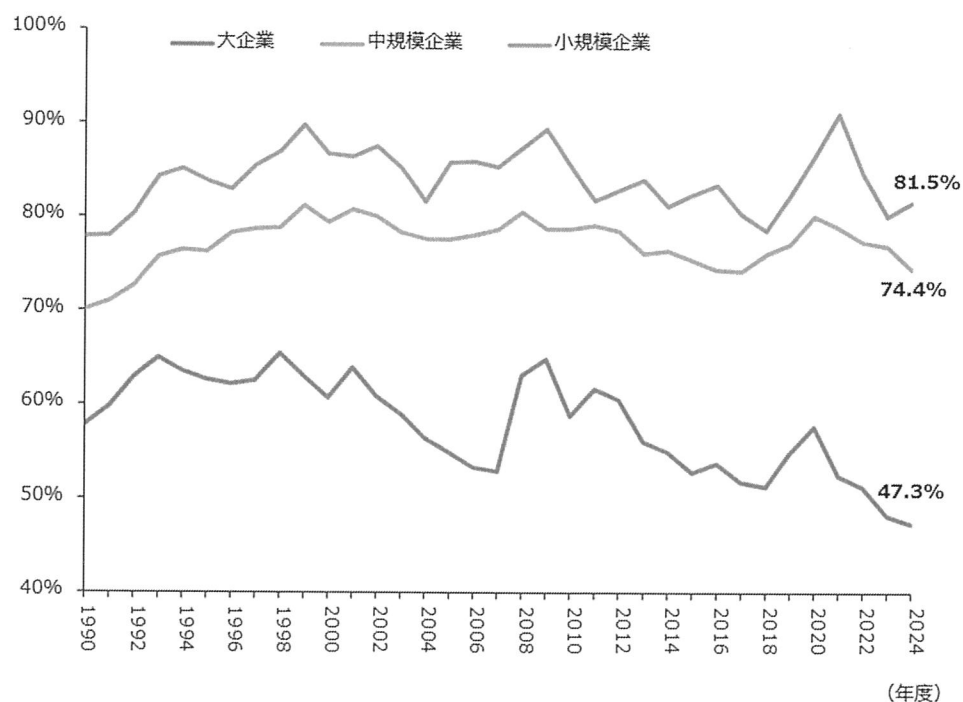
表④



表⑤

労働分配率の推移（企業規模別）

2026 年版中小企業白書・小規模企業白書より



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まない。

3.労働分配率＝人件費÷付加価値額×100。

4.付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。

5.人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**（1時間当たり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**〔^{上限}
50人分〕を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、上限50人分（1事業所当たり最大400万円）

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を
時給1,031円以上に引き上げた場合は、2万円加算する。

支給 対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

支給要件

①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
（賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円**
以上引き上げていること。

（イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

（ウ）引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っ
ていること。

受付開始

令和8年 **2月13日（金）**

県全体の 支給上限

岩手県全体で25億4,000万円を上限とし
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日（金）で受付終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください

[2026.02]

この支援金事業は、国の重点支援地方交付金を活用した事業です。

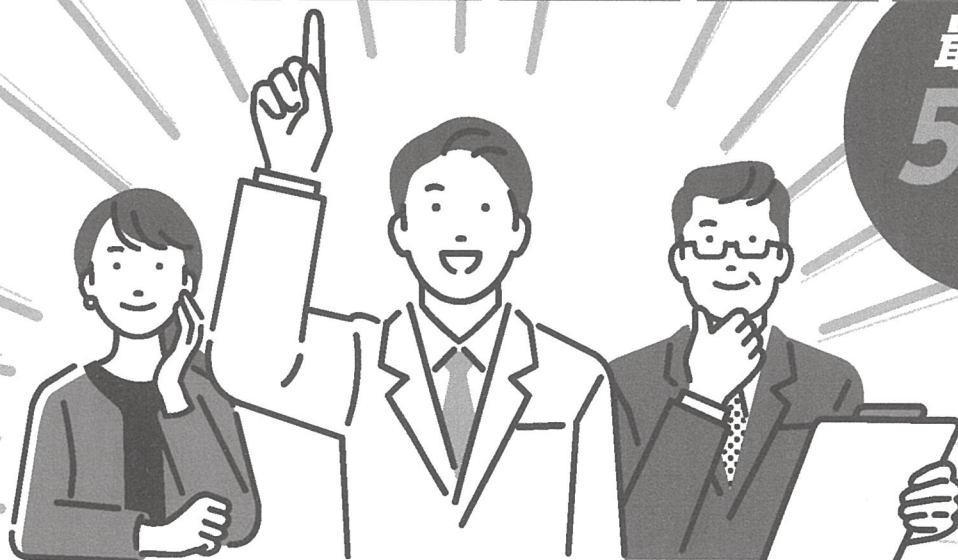
後押し!!

その

賃上げ!

最大

500
万円!



県では、県内に事業所を有する中小企業者等が、
令和8年4月1日から9月30日までに、
一定の賃金引上げを行った場合に、**支援金**を交付します。
ぜひ、この支援金をご活用ください。

交付対象となる
従業員

県内事業所に勤務する雇用保険被保険者又はこれに準ずる者、かつ、
引上げ前の1時間当たりの賃金^{※1}が1,500円未満の者

※1: 最低賃金法(昭和34年法律第134号)第4条において支払わなければならないこととされている賃金の
計算方法により算出されたもの

従業員一人当たりの 交付上限額等	引上げ額 (申請区分)	従業員一人 当たりの 交付額	交付上限額 (交付上限となる従業員数)
	50円以上 (申請区分1)	5万円	1事業者当たり 250万円 (50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない 範囲で合算することを条件に、 1事業者当たり最大1,500万円(300人)
	100円以上 (申請区分2)	10万円	1事業者当たり 500万円 (50人) 複数の事業所を有する事業者については、1事業所当たりの従業員が50人を超えない 範囲で合算することを条件に、 1事業者当たり最大3,000万円(300人)

申請期間

令和8年12月4日(金)まで (ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。)



詳細については、裏面及び専用サイト、交付要綱、申請要領等により、ご確認ください ▶

意見発表届

会議名	令和8年度第2回 京都地方最低賃金審議会		
日時	令和8年7月30日(木) 午前9時00分 開会		
会場	京都労働局 6階 大会議室 (京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地)		
上記審議会における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。			
所属	京都地方労働組合総評議会 女性部		
職氏名	事務局長 海藤 巳希子		
連絡先	名称	京都地方労働組合総評議会	
	所在地	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5F	
	電話	075-801-2308	
発言要旨		別紙	
上記審議会の傍聴希望の有無		☒ 有 ・ ☐ 無 * 「有」の方は、上記審議会の傍聴申込を別途行う必要はありません。	

令和 8 年 7 月 22 日

(届出団体)

京都地方労働組合総評議会

(届出者氏名)

海藤 巳希子

京都地方最低賃金審議会 事務局 宛



2026 年 7 月 30 日

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 様

京都地方労働組合総評議会女性部
事務局長 海藤 巳希子

＜要旨＞

女性にとって最低賃金の引き上げは、女性の貧困の改善や男女の賃金格差を解消するためにも重要です。

「女性労働者の労働実態及びジェンダー平等・健康実態調査」では、女性労働者の年収は 350 万円未満が 4 割、非正規では 8 割を超えることが明らかになりました。

また、女性労働者の多くが集中する、医療・介護・福祉などのケア労働の低評価、非正規化の構造問題を是正することは、女性の貧困改善とジェンダー平等の実現に不可欠です。

1. はじめに

今年は、男女雇用機会均等法 40 年です。女性労働者は増えました（※）が、雇用における男女差別が解消されたとは言い難く、男女の賃金格差は 76.6：100（厚労省 令和 7 年賃金構造基本統計調査）となっています。

女性労働者の多くが医療・介護・福祉などのケア労働の職に就き、また公務、民間問わず非正規雇用に集中しています。ケア労働（有償・無償）については、それ自体の評価が低いため、賃金も低く抑えられています。また、女性が賃金の低い非正規を選ばざるを得ない現状には、構造的な課題があります。

※令和 6 年の女性の労働力人口は 3,157 万人と前年に比べ 33 万人増加（厚労省「令和 6 年版働く女性の実情」）

2. 女性労働者の現状

全労連女性部「女性労働者の労働実態及びジェンダー平等・健康実態調査」(1)より、7,942 人（うち組合員 93.9%）から集約しました。調査期間：2025 年 4 月～7 月。5 年ごとに実施しています。

調査結果の以下の点から、低賃金と構造的な課題が浮き彫りになりました。

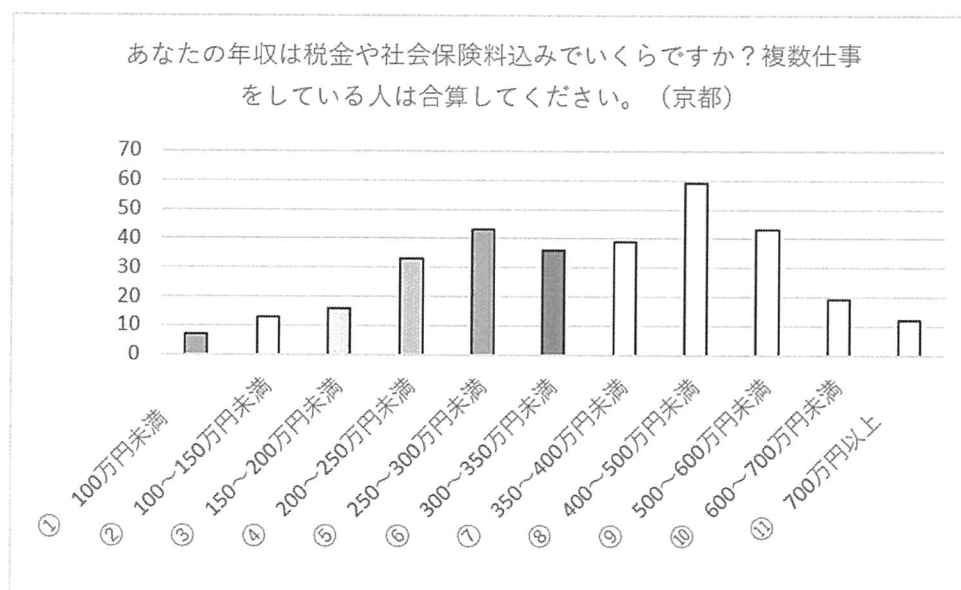
①女性労働者の年収について

設問：「あなたの年収は税金や社会保険料込みでいくらですか？複数仕事をしている人は合算してください」の回答結果は、年収 350 万円未満（全労連女性部生計費調査結果：20 歳代単身女性・年額 318～344 万円）が 4 割を占めました。

非正規雇用では年収 350 万円未満は、8 割超になります。そして、「非正規」の 3 人に 1 人が、非正規雇用のみで生計を担っていることが、明らかになりました（単身

2,333 人 (29.4%)、シングル・扶養者あり 581 人 (7.3%)、双方とも非正規 240 人 (3.0%) の計 39.7%)。(設問:「あなたの家計は何人の収入でまかなわれていますか。」)

京都のみの回答結果でも、女性労働者の 4 割超が年収 350 万円未満となりました。年収 350 万円未満の正規労働者は約 2 割でした。そのうち年齢は、40 歳～64 歳までの年代が 6 割以上です。



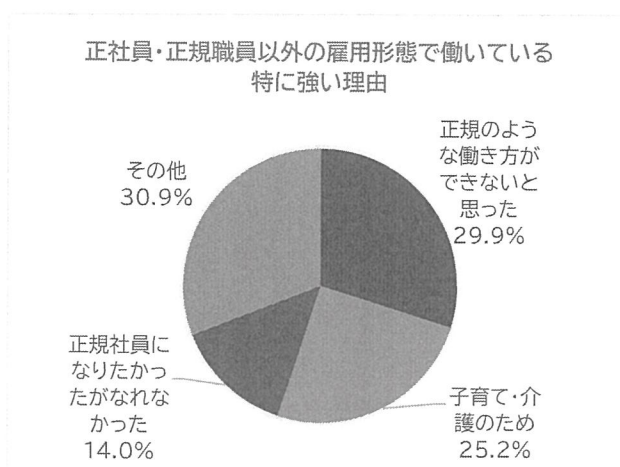
②「非正規について主な理由」にジェンダーの課題

実態調査では、「非正規について主な理由」の問いに対して、「正規のような働き方ができないと思った」29.9%、「子育て・介護などのため」25.2%、「正規社員になりたかったがなれなかった」14.0%との回答がありました。

(問い「①正社員・正規職員以外の雇用形態で働いている特に強い理由」)

非正規労働者は 4 人に一人が子育てや介護のために「非正規」を選ばざるを得ず、4 割が出産や育児を理由に仕事をやめた経験があります。

非正規労働が女性に広がっている理由にジェンダーの課題があります。長時間労働を前提とした正規雇用労働者の働き方や、子育て、介護の社会化の遅れ・後退などを



背景に、女性が非正規を選ばざるをえない実態が示されています。

「柔軟な働き方」や「働き方が選べる」と言われますが、専門家は「自ら望んで非正規を選んでいるように見えるが、「女性に低処遇の働き方を選ばせる構造がある(3)」と指摘しています。

3. 女性たちの現場の声（(1)より京都分）（2）

こうした調査結果は、京都の女性労働者の具体的な声にも表れています。

アンケートの記述内容で共通している問題点は、以下のようにまとめられます。

- ① 低賃金による生活困難
- ② 人手不足による長時間労働・休憩不足
- ③ ケア労働の低評価（社会的地位の低さ）
- ④ 年収の壁による就労調整
- ⑤ 非正規化による不安定な雇用
- ⑥ 年金・老後の貧困リスク

- 介護職です。賃金が安すぎます。国、国民、社会全体の介護職への理解を求めます。（医療）
- ヘルパーの仕事はとてもやりがいを感じられ好きですが、社会的地位が低い、給与も低い。「ホールヘルパー」という名称はあまり専門性がないお手伝いさんの様な印象を与えてしまっていると思う。（医療）
- 人手不足で仕事量が増えて、残業も多い。通勤時間も長いので帰宅して寝るだけ。賃金も低い中でこのまま5年、10年続けられるか自信がない。なんとか賃金を上げてほしい。（印刷）
- 正社員になりにくい。・非常勤でも退職金制度があってほしい。（医療）
- 非正規が多いため、体が少々だるくても休むと給料にさしさわる。正規雇用を基本として平等な給与体制がとられるべき。（医療）
- 女性の多い職場なので、男女差を感じることはあまりないが、そもそも看護師の社会的地位や賃金自体が低くすぎる。ケア労働が家事や育児の延長としてみられている状況がいつまでも改善しないと感じる。（医療）
- 職場では役員に女性はいない。見えないバイアスがあると同時に、長時間残業して成果を出してきた人が多いからではないか。（印刷）
- さまざまな理由で扶養の範囲内でしか働けない人もいるが、社会保険料の支払いに困らないように、時給アップしてほしい。（生協）
- 103万円の壁をなくし、もっと働きたい。（生協）
- 15年以上働いても貯蓄がなく、年金だけでは暮らせない。65歳でもし退職しなければならなくなったとき、再就職先がないのではと不安になる。（非正規公務）
- 勤務日数が減らされて、ダブルワークせざるを得ない。（非正規公務）

4. 最低賃金引上げの必要性

生活できる賃金が保障されていれば、ダブルワークをする必要はありません。また、「年収の壁」による就労調整は、職場の人員不足を深刻化させるだけでなく、女性の経済的自立を阻む要因にもなっています。低賃金は将来的な低年金にもつながり、女性の貧困を固定化します。したがって、女性の貧困を改善し、ジェンダー平等を実現するためには、経済的安定の基盤である最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

5. 結論 一要求として

京都で普通に暮らすためには、最低でも生活費として時間額 1,900 円以上、月額 28 万円以上が必要です。(4)

最低賃金の決定にあたり、女性労働者の実態と現場の声を正面から受け止め、生活できる賃金の実現に向けて、以下の事項を求めます。

1. 最低賃金を 1,500 円以上に引き上げ、京都で普通に暮らせる賃金水準を実現すること
2. 非正規雇用の雇用安定化、処遇改善、均等待遇を徹底し、女性の貧困対策として最低賃金の大幅引き上げをすすめること

<参考資料>

- (1) 全労連女性部「女性労働者の労働実態及びジェンダー平等・健康実態調査」
- (2) 全国生協労働組合連合会「パート労働黒書 No.13」
- (3) 毎日新聞 2026 年 3 月 8 日付「非正規の 7 割 女性の選択? 雇用機会均等法施行 40 年」埼玉大学 金井郁教授
- (4) 京都総評最低生計費試算(2026 年度版)

京都労働局長 殿

京都地方最低賃金審議会 殿

「最低賃金＝全国どこでも・今すぐ1500円」

実現を求める署名



1. 最低賃金を“労働者と家族の必要”に見合う金額にすべきです。

現状の最低賃金は低すぎます。京都府の最低賃金 1122 円で 1 日 8 時間、月 20 日（月 160 時間/年 1920 時間）働くと年収 2,154,240 円、月額では 179,520 円、社会保険料や税を控除すると約 14 万円です。これでは憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」は実現されません。ILO 条約の「労働者と家族の必要」にも届きません。いますぐ 1500 円/時の実現を。

2. 全国どこでも同じ最低賃金にすること。

コンビニや郵便局、居酒屋チェーンなど全国どこにでもあって、アルバイトやパートタイマー労働者の時給を最低賃金を基準に設定している職場が少なくありません。定年後の再雇用も同様です。同じ仕事をしていても、働く地域によって時給が大きく異なるのは“同一労働同一賃金”の原則から逸脱しています。全国どこでも同じ最低賃金にすべきです。

3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行すること

戦争の影響もあり、物価高騰が長期化しています。実質賃金は下がり、低所得層ほど生活が削られています。最低賃金はいまや生存権問題です。一刻も早く最低賃金の改定をするべきです。最低賃金改定の発効日を遅らせるゴマカシは許しません。

4. 審議会の完全公開と議事録の早期公表を。

最低賃金への関心が年々高まっています。「どうすれば実現できるのか」課題を明らかにし、多くの低賃金労働者をはじめ中小企業の経営者も含めて議論すべきです。そのためにも最低賃金審議会を完全公開して、広く意見を集めることが重要です。

2026 年 6 月 24 日 提出

199 筆 + 260 筆 = 459 筆

ユニオンネットワーク・京都

(連絡先) 京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシャス梅垣ビル 1F Tel 075-691-6191



京都労働局長 殿

京都地方最低賃金審議会 殿

「最低賃金＝全国どこでも・今すぐ1500円」

実現を求める署名



1. 最低賃金を“労働者と家族の必要”に見合う金額にすべきです。

現状の最低賃金は低すぎます。京都府の最低賃金 1122 円で 1 日 8 時間、月 20 日（月 160 時間/年 1920 時間）働くと年収 2,154,240 円、月額では 179,520 円、社会保険料や税を控除すると約 14 万円です。これでは憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」は実現されません。ILO 条約の「労働者と家族の必要」にも届きません。いますぐ 1500 円/時の実現を。

2. 全国どこでも同じ最低賃金にすること。

コンビニや郵便局、居酒屋チェーンなど全国どこにでもあって、アルバイトやパートタイマー労働者の時給を最低賃金を基準に設定している職場が少なくありません。定年後の再雇用も同様です。同じ仕事をしていても、働く地域によって時給が大きく異なるのは“同一労働同一賃金”の原則から逸脱しています。全国どこでも同じ最低賃金にすべきです。

3. 物価高に負けない最低賃金の引き上げを早期に実行すること

戦争の影響もあり、物価高騰が長期化しています。実質賃金は下がり、低所得層ほど生活が削られています。最低賃金はいまや生存権問題です。一刻も早く最低賃金の改定をするべきです。最低賃金改定の発効日を遅らせるゴマカシは許しません。

4. 審議会の完全公開と議事録の早期公表を。

最低賃金への関心が年々高まっています。「どうすれば実現できるのか」課題を明らかにし、多くの低賃金労働者をはじめ中小企業の経営者も含めて議論すべきです。そのためにも最低賃金審議会を完全公開して、広く意見を集めることが重要です。

名 前	住 所

取り扱い団体（ ）

ユニオンネットワーク・京都

（連絡先）京都市南区東九条上御霊町 64-1 アンビシャス梅垣ビル 1F TEL 075-691-6191

最終締め切り:2026 年6月 5 日

京都労働局長 様

2026 年 7 月 22 日

最低賃金を直ちに時給 1,500 円、
そして 2,000 円以上への引き上げと
中小企業支援策の抜本改善を求める請願

(請願事項)

- 1、京都府最低賃金を政府が目標として掲げた時間 1,500 円に直ちに到達させること。
- 2、京都府最低賃金を時給 2,000 円以上に引き上げること。
- 3、中小企業支援について、昨年の京都地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、直接的な支援策の創設と大幅な予算増額を行うことを本省に上申すること。
- 3、労働省の生存権保障を第一目的とする最低賃金法の趣旨から 10 月 1 日発効とすること。

10499 筆



京都地方労働組合総評議会(京都総評)

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5 階 電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

京都労働局長 様

2026 年 7 月 28 日

最低賃金を直ちに時給 1,500 円、
そして 2,000 円以上への引き上げと
中小企業支援策の抜本改善を求める請願

(請願事項)

- 1、京都府最低賃金を政府が目標として掲げた時間 1,500 円に直ちに到達させること。
- 2、京都府最低賃金を時給 2,000 円以上に引き上げること。
- 3、中小企業支援について、昨年の京都地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、直接的な支援策の創設と大幅な予算増額を行うことを本省に上申すること。
- 3、労働省の生存権保障を第一目的とする最低賃金法の趣旨から 10 月 1 日発効とすること。

10,671 筆

(うちオンライン 2,828 筆)



京都地方労働組合総評議会(京都総評)

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5 階 電話 075-801-2308 FAX 075-812-4149

最低賃金 1500円
ただちに



▲ネット署名
はこちらから

さらに 2000円へ 引き上げAction

最低賃金の引き上げは、非正規で働く人だけの問題ではありません。最低賃金が上がれば、その水準が土台となり、正社員を含むすべての労働者の賃金底上げにつながります。最低賃金から賃上げの流れをつくり、誰もが安心して暮らせる社会を実現しましょう。



フツのくらし＝最低生計費

京都では 時給 2000円 月 30万円必要

京都総評が2025年版の最低生計費を調査した結果、京都で一人暮らしをする20代が「普通に暮らす」ためには、時給1900円以上、月額28万円以上が必要だと分かりました。その後も物価は上がり、各地の調査では時給2000円に到達しています。私たちは「誰でもどこでも2000円」の実現を目指しています。

食費	57,944
居住・水光熱費	55,063
家具・家事用品・被服・履物	19,683
交通・通信	16,975
教養・娯楽	25,693
医療保険・その他	30,340
税・社会保険料	58,005
予備費	20,500
合計	284,202
月額(150時間換算)	1,895
年額	3,410,426

京都市北区25歳単身世帯/男性
京都総評「京都生活実態調査結果
2025年度版」より

今すぐ最低賃金 時給1500円の実現を

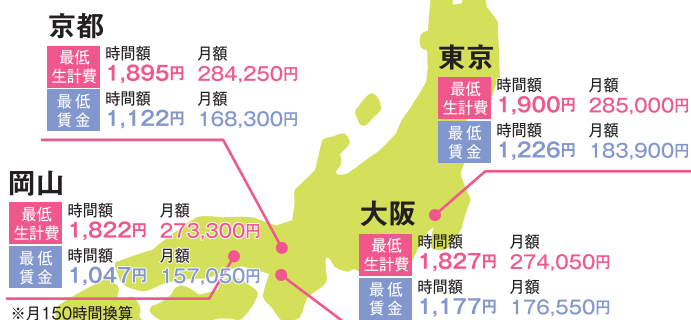
政府は2020年代中に、最低賃金を時給1500円にすると掲げていました。高市首相も「この5年でたゆまぬ努力を続ける」と述べていますが、具体的でスピード感ある実行が求められます。

最低賃金引き上げのための 中小企業支援を

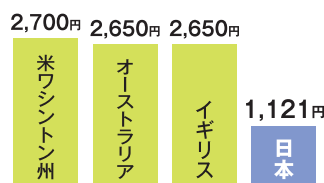
最低賃金を大きく引き上げるには、中小企業への直接支援が欠かせません。社会保険料の事業主負担を軽減し、原材料や人件費の上昇分を適正に価格へ転嫁できるよう、国や自治体がしっかり支援することで、賃上げが広がり、地域の経済も元気になります。

全国どこでも変わらないのに
地域でこんなに違う最低賃金

いまこそ“全国一律”の最賃制度が必要



最低賃金の国際比較



京都総評
(京都地方労働組合総評議会)

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
TEL:075-801-2308 FAX:075-812-4149 E-mail:sohyo@labor.or.jp

京都総評

X Face book Insta gram You Tube Tik Tok



26京タ協発第38号
令和8年7月17日

京都地方最低賃金審議会 会長 様



一般社団法人 京都府タクシー協会
会長 筒井基好



地域別最低賃金額改定を目安額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

また、法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。

しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界と

しても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いハイヤー・タクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

**最低賃金額の「全国平均 1,500 円」の実現時期を先延ばしにすることに抗議し
「2020 年代」との目標の堅持を求める会長声明**

1 2026 年（令和 8 年）7 月 21 日付「経済財政運営と改革の基本方針 2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～」(いわゆる「骨太の方針」)は、最低賃金の引上げに関し、「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」と定めた。そこで引用される 2025 年（令和 7 年）6 月 13 日付「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」では、「賃上げこそが成長戦略の要」とであると位置づけた上、最低賃金については「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」としていたところであるが、上記の修正について成長戦略本部事務局の担当者は、報道によれば、「遅くともを追加し、期限を明確化した」趣旨であると述べている。

すなわち、上記基本方針 2025 では「2020 年代に全国平均 1,500 円」と既に達成時期が明記されていたにもかかわらず、「日本成長戦略（案）」はその時期を「2030 年代前半」へと先延ばしにし、かつ「できる限り早期」と抽象化するものであるといわざるを得ない。また、「賃上げこそが成長戦略の要」とあるとの位置づけもなされておらず、他方で投資と賃上げの好循環を強調しており、これまでの政府方針を大きく転換するものである。

2 最低賃金は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」とするものであり、当会としても、繰り返し発出してきた会長声明等において、物価上昇と実質賃金の低下傾向の中で、特に低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために、最低賃金の大幅な引上げが重要であることを強調してきた。

実際にこれまでは中央最低賃金審議会でも毎年度相当額の最低賃金の引上げが答申されており、地方最低賃金審議会でもそのとおりの、あるいはそれ以上の額の引上げが継続的に行われてきたところである。最低賃金の大幅な引上げの重要性はもはや共通認識であり、従来の「2020 年代に全国平均 1,500 円」という方針は昨今の大幅な物価上昇よりも前に策定されたものであることからすると、現状ではより高い最低賃金目標の設定が必要な状況であるとさえいえるのであるから、最低賃金を大幅に引き上げる当該方針を着実に達成することは最低限必要である。

最低賃金の大幅な引上げについては特に中小企業の事業活動への影響を懸念する指摘があるが、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025 年）



の概要（速報）によれば、最低賃金の引上げによる事業への影響については「受けていない」との回答が40%弱で最も多く、他方で経営が苦しくなったとの回答も25%程度あったが、中小企業への支援策を講ずることによってカバーすることが可能であり、上記「概要」でも、最低賃金の引上げや賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、賃金を引き上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡充や助成金の拡充を求める意見が多く上がっているところである。

- 3 このように、特に低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるためには、中小企業への十分な支援策を講じつつ、従来の政府方針である「2020年代に全国平均1,500円」を堅持することがどうしても不可欠である。

当会は、最低賃金全国平均1,500円の達成時期についての「2030年代前半できる限り早期に」という方針に対して抗議するとともに、これを撤回し、従前の政府方針である「2020年代」を堅持するよう、強く求めるものである。

2026年（令和8年）7月23日

京都弁護士会

会長 谷口直大

